

# イムス札幌訪問看護ステーション運営規定

## 第1条（事業の目的）

この規定は、医療法人社団 明生会が開設するイムス札幌訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

## 第2条（事業の運営の方針）

- (1) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (2) 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- (3) 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 第3条（事業所の名所等）

事業を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 イムス札幌訪問看護ステーション
- (2) 所在地 北海道札幌市西区八軒1条西2丁目6番12号 2階

## 第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
 

事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 看護師等
 

看護職員 8名以上（常勤専従 8名以上）

指定訪問看護等の提供に当たる。また、看護職員は訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成する。

リハビリ職員 4名（常勤専従 4名）

リハビリテーションの提供に当たる。



## 第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。但し、国民の休日及び12月30日午後から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 第6条（指定訪問看護等の内容）

指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 症状、心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

## 第7条（指定訪問看護等の利用料その他費用の額）

- (1) 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法廷代理受領サービスであるときには、その1割の額とする。(所得によっては2-3割)
- (2) 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。  
自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。(距離については実施地域を超えた地点より徴収する。)
 

1) 2.5km未満：250円	2) 2.5km以上 5.0km未満：500円
3) 5.0km以上 7.0km未満：750円	4) 7.0km以上：1,000円
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。
- (4) 死後の処置料は、20,000円とする。
- (5) 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

## 第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域 札幌市全域

## 第9条（緊急時等における対応方法）

指定訪問看護等の提供中に、利用者に症状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡



を行う等の措置を講じる。

#### 第 10 条（事故発生時の対応）

- (1) 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### 第 11 条（苦情処置）

- (1) 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- (2) 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは、提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (3) 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (4) 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

#### 第 12 条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 今措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- (2) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (4) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に救護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村（各担当地域の地域包括支援センターまたは区役所）に通報するものとする。

#### 第 13 条（身体的拘束防止に関する事項）

事業所は、原則身体拘束およびその他の行動制限の一切を禁止し、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行うものとする。
- (2) 身体拘束廃止及び適正化に向けた取り組みをすることを目的に、身体的拘束適正化委員会を設置する。
- (3) 定期的に職員に対し身体的拘束等適正化のための研修を実施する。



## 第 14 条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 感染症および災害等に係る業務継続計画を作成する。
- (2) 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、感染症および災害等に係る研修及び訓練を定期的（年 1 回以上）に実施するものとする。

## 第 15 条（訪問看護医療 DX 情報の活用について）

本事業所は、訪問看護における医療デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を目的として、情報技術を活用したサービスの向上、業務効率化、及び利用者への質の高い医療提供を実現するために必要な基準を定めるものとする。

- (1) 訪問看護療養及び公費負担医療に関する費用のオンライン請求の実施を行うものとする。
- (2) マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を管理する。
- (3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用し、より質の高いサービスの提供するものとする。

## 第 16 条（個人情報の保護）

- (1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。
- (2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

## 第 17 条（その他運営に関する重要事項）

- (1) 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - 1) 採用時研修 採用後 3か月以内
  - 2) 継続研修 年 2 回
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- (4) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 明生会 理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 10 月 1 日 改訂



令和 2 年 4 月 1 日 改訂

令和 5 年 5 月 1 日 改訂

令和 6 年 2 月 21 日 改訂

令和 6 年 4 月 9 日 改訂

令和 7 年 3 月 15 日 改訂

令和 7 年 6 月 11 日 改訂

